

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き) が中止となる方はご注意ください

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

世帯主と国民健康保険(国保)加入者全員が65歳~74歳の世帯の方は、原則、国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)により納付していただいております。

しかし、介護保険料と国保税を合わせた額が対象年金額の2分の1以上となる場合は特別徴収は中止され、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ変更となります。

普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書または口座振替により納付いただきます。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|
| 特別徴収 | ○ | △ | ○ | △ | ○ | △ | — | △ | — | △ | — |
| 普通徴収 | △ | △ | △ | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



国保税の納付は、納め忘れることがなく、窓口で納めに行かなくてもすむ口座振替がおすすめです。新規にご登録する場合は、預金通帳や通帳届出印、国保税の納付書を持参し、指定の金融機関または役場収納課にてお申込みください。

お受取り、忘れていませんか？

マイナンバーカード



過去に作成していただいて、まだ、お受取りいただけていないマイナンバーカードは、役場住民課にて保管しております。

はがきに記載の受取期限が過ぎてしまった場合でも、交付を受けることが可能です。また、仕事等で平日に来庁できない方には、毎月第2日曜日に予約制で交付を行っております。詳しくは住民課までお問い合わせください。

※マイナポイントの申請には期限があります。お早めにお受取ください。

■問合せ 住民課 ☎029-885-0340(内)108